

事務局説明資料

2022年2月17日

SSBJ設立準備委員会 事務局

2021年11月にIFRS財団から公表された、「General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype」「Climate-related Disclosure Prototype」をSSBJ設立準備委員会事務局が仮訳し、以下資料に反映しています。

- ❖ 本資料は、2021年11月にIFRS財団の技術的準備ワーキング・グループ（TRWG）が公表した「**サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項のプロトタイプ**」（全般的要求事項）のうち、4つの柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標）以外の規定につき、パラグラフごとにお示しし、次の事項をご説明することを目的としている。
 - ▶ 対応するIFRS会計基準の定め（概念フレームワーク、IFRS実務記述書を含む）
 - ▶ その他の事務局による補足
 - ▶ 事務局による予備的な分析
- ❖ 本日はご議論いただきたい事項
 - ▶ 事務局による補足及び分析に対するご意見及びご質問

事務局による補足*

- ❖ TRWGは、概念のガイドライン（conceptual guidelines）に関して、以下の2つの提案を検討
 - 1. 作成者を支援するために、概念を**全般的要求事項のプロトタイプに含めること**
 - 2. 上記1とは別に、IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」（CFW）と**同様の役割を果たす概念の開発**
- ❖ TRWGが想定する、CFWの役割
 - ▶ ISSBによる基準開発、作成者の報告実務、並びにすべての関係者の基準の理解及び解釈にあたり、**首尾一貫した概念を提供する**
 - ▶ IASBのCFWと同様、**IFRS基準ではなく、IFRS基準の一部でもない**。IFRSサステナビリティ開示基準の要求事項を覆すものではない
 - ▶ IFRS会計基準と同様に、IFRSサステナビリティ開示基準において繰り返され、洗練されることで、特定の文脈での要求事項につながる可能性がある
- ❖ TRWGは、提言の策定にあたり、以下を識別
 - 1. 仮に、共通の主要な利用者と共通の目的により、**IASBのCFWとISSBのCFWが統合された場合**、IASBのCFWの多くの領域が**ISSBに直接適用可能**、又はサステナビリティ関連情報に関連する事項について**多少の調整（some adjustments）**を行うことで**適用可能**
 - 2. ISSBがサステナビリティ関連財務開示に対する資本市場のニーズに対応した基準を開発及び維持するため、**IASBのCFWに対する多少の適応（some adaptations）**が必要

*出典：Summary of the Technical Readiness Working Group's Programme of Work（2021年11月）

概念フレームワーク（CFW）の意義

- ❖ 基準開発の基礎となる**目的及び基本概念**を示したもの
 - ▶ ボードメンバーの構成が変わるたびに基準が変わることがないように、基準設定主体（ボード）があらかじめ概念フレームワークを定めておき、ボードメンバーとスタッフはこれに従うように基準開発を行う
 - ➡ **首尾一貫した概念に基づく基準開発**を支援する

CFWと基準の関係

- ❖ CFWと基準が整合しない場合の例
 - ▶ CFWが公表される前に開発された基準が、現在も有効である場合
 - ▶ CFWが正しいと認めながらも、例外的にこれと整合しない基準が開発される場合
 - ▶ CFWがもはや正しくないとの認識から、これと整合しない基準が開発される場合
- ❖ **基準がCFWに優先**する
 - ▶ CFWと整合しない場合でも、その基準が無効になることはない
 - ▶ CFWを改訂しても、基準は自動的に改訂されない

目的（第1項～第5項）

1	サステナビリティ関連財務開示の目的は、報告企業がさらされている重要な（significant）サステナビリティに関連するリスク及び機会について、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかを決定する際に有用な情報を提供することである。それらの意思決定には、以下に関する意思決定を伴う。
(a)	資本性及び負債性金融商品の購入、売却又は保有
(b)	貸付金及び他の形態の信用の供与又は決済
(c)	企業の経済的資源の利用に影響を与える経営者の行動に対して投票を行うか又は他の方法で影響を与える権利の行使

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 一般目的財務報告の目的は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することである。それらの意思決定は、以下に関する意思決定を伴う（CFW第1.2項）
 - (a) 資本性及び負債性金融商品の購入、売却又は保有
 - (b) 貸付金及び他の形態の信用の供与又は決済
 - (c) 企業の経済的資源の利用に影響を与える経営者の行動に対して投票を行うか又は他の方法で影響を与える権利の行使

事務局による補足

- ❖ 「**サステナビリティ関連財務開示**」とは、企業価値を変動させる（drive）サステナビリティ事項に関する企業のパフォーマンス（業績）についての開示（それらの事項に関する企業のガバナンス、戦略及びリスク管理についての情報を含む）（全般的要求事項のプロトタイプ付録A「用語の定義」）
- ❖ 「**報告企業（reporting entity）**」とは、一般目的財務諸表の作成を要求されるか又は選択する企業（付録A）
- ❖ 「**重要な（significant）**」は「重要性がある（material）」と区別して使用されているが、定義はない
- ❖ 「**一般目的財務報告（general purpose financial reporting）**」とは、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が、企業への資源提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業に関する財務情報を提供するものとされ（付録A）、CFWの定義（CFW第1.2項）と同一である。ただし、プロトタイプでは、「企業の一般目的財務諸表及び**サステナビリティ関連財務開示**を包含するが、これに限定されるものではない」との一文が付記されている（付録A）
- ❖ 「**一般目的財務報告の主要な利用者（primary users）**」とは、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者をいい、CFWの定義と同一（付録A）

事務局による予備的な分析

- ❖ CFWで使用されている概念を用いてIFRSサステナビリティ開示基準を開発するにあたっては、次の点に留意が必要と考えられる
 - ▶ 財務諸表を作成するための基準開発に使用されている一般目的財務報告、主要な利用者、有用な財務情報の質的特性に係る諸概念が、サステナビリティ開示基準でも同様に機能するか
 - ▶ 特に、CFWの質的特性は、もっぱら財務諸表で提供される情報を想定して開発されたものと考えられ、財務諸表において提供される情報と、財務諸表外で提供される情報とでは、目的等が異なるため、それぞれの種類の情報に最適な概念フレームワークも異なるものになると考えられる
 - ▶ あえて概念フレームワークを揃えようとすることで、かえってそれぞれの目的の達成が難しくなることはないか

目的（第1項～第5項）

2	第1項の目的を支援するために、本基準（案）は、企業が直面している重要な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会に 目的適合性 がある サステナビリティ関連財務情報 を開示するための要求事項を定めている。また、本基準（案）は、以下の サステナビリティ関連財務情報 を開示するための基礎を規定している。
(a)	過去の期間の サステナビリティ関連財務情報 及び他の企業の サステナビリティ関連財務情報 のどちらについても 比較可能 である。
(b)	企業の一般目的財務報告における他の情報とコネクト（結合）している。

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 「**目的適合性（relevance）**」とは、有用な財務情報の基本的な質的特性（財務情報が必ず有していなければならない性質）の1つ（もう1つは「忠実な表現」（10頁参照））であり、目的適合性のある財務情報は利用者の意思決定に相違を生じさせることができる（CFW第2.6項）
- ❖ 財務情報は、予測価値、確認価値又はその両方を有している場合、意思決定に相違を生じさせることができる（CFW第2.7項）
- ❖ なお、「**重要性（materiality）**」は、目的適合性の企業固有の一側面である（CFW第2.11項）
- ❖ 「**比較可能性**」については34頁参照

事務局による補足

- ❖ 「**サステナビリティ関連財務情報**」とは、企業価値のドライバーに関する示唆を提供する情報であり、利用者が以下を理解することにより、企業のビジネスモデル並びにそのモデルを維持及び発展させるための経営者の戦略が依存する資源及び関係を評価するために十分な基礎を提供する情報
- (a) 企業のビジネスモデルが、短期、中期及び長期にわたり、価値を創出し、キャッシュ・フロー（その時期及び確実性を含む）を生成するのにどれほど有効か
 - (b) モデルがどれほど拡張可能性（scalable）及び適応可能性（adaptable）があるか
 - (c) モデルがどれほどレジリエンス（弾力性）及び永続性（durable）があるか
- この情報には、気候変動、水利用及び排水、生物多様性、従業員及び人権等に関する情報が含まれるが、これらに限定されるものではない（付録A）

- 3 企業の一般目的財務報告には、企業の重要な（significant）サステナビリティのリスク及び機会の完全で（complete）、中立的（neutral）でかつ正確な（accurate）描写が含まれなければならない。これは、一般目的財務報告の利用者が、短期、中期及び長期にわたる企業の将来キャッシュ・フローの値（value）、時期（timing）及び確実性（certainty）を予測することを支援し、利用者による企業価値（enterprise value）の評価に資するものである。完全な描写には、重要な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会についての重要性がある（material）情報がすべて含まれなければならない。

関連するIFRS会計基準等

- ❖ CFWでは、「完全（complete）」で、「中立的（neutral）」で、「誤謬がない（free from error）」描写を「忠実な表現（faithful representation）」と定義しており、「目的適合性」とともに有用な財務情報の基本的な質的特性を構成している（CFW第2.5項及び第2.13項）
- ❖ CFWにおける「完全」は、必要な記述及び説明を含め、描写しようとしている現象を利用者が理解するのに必要なすべての情報を含む（CFW第2.14項）
- ❖ CFWにおける「中立」は、財務情報の選択又は表示に偏りが無いこと。すなわち、財務情報がその利用者によって有利又は不利に受け取られる蓋然性が高まるように、歪曲、強調、重視、軽視その他の操作が行われていないこと（CFW第2.15項）
- ❖ CFWにおける「誤謬がない」とは、その現象の記述に誤謬又は脱漏がなく、報告された情報を作成するのに用いた手続が、誤謬なく選択され、適用されること（CFW第2.18項）
- ❖ CFWは、将来の正味キャッシュ・インフローの「金額（amount）、時期（timing）及び不確実性（uncertainty）」に言及している（CFW第1.3項ほか）

事務局による補足

- ❖ 時間軸「短期、中期及び長期」
プロトタイプでは、「戦略」において、企業がどのように短期、中期又は長期を定義し、それらの定義がどのように企業の戦略計画の時間軸及び資本配分計画とつながっているのかを開示することを求めている（全般的要求事項のプロトタイプ第28項、気候関連開示のプロトタイプ第6項）
- ❖ 「企業価値（enterprise value）」とは、企業の時価総額（market capitalisation）に純負債（net debt）の市場価値を加えたもので、資本市場の参加者が、短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び確実性を評価して決定する。企業価値は、将来キャッシュ・フローに対する利用者の評価を反映したものであり、利用者がキャッシュ・フローに帰属させた価値も含まれる（付録A）
- ❖ 企業価値を決定するために不可欠なインプットには、財務諸表における企業報告のほか、時間の経過とともに企業のビジネスモデルに影響を与える（すなわち、売上、コスト、資産、負債、資本コスト及び／又はリスク・プロファイルに影響を与える）サステナビリティに関する事項の報告が含まれる。この用語は、企業の株式及び債券への投資者にとって、時間の経過とともに予想される価値の創出、維持、又は棄損という概念を表している。この予想される価値の創出、維持又は棄損は、企業のステークホルダーに対する価値の創出、維持又は棄損とは異なるが、根本的には相互に依存している（付録A）

事務局による予備的な分析

- ❖ サステナビリティ関連財務情報に含まれる、時間の経過とともに企業のビジネスモデルに影響を与える事項は、将来予測的な情報を含んでいる可能性が高い。このため、本項に示された、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性である「完全性」、「中立性」及び「正確性」については、達成が困難となる場合が生じうると考えられる
- ❖ したがって、現行のCFWで示されている有用な財務情報の質的特性をそのままサステナビリティ関連財務開示に用いても不整合が生じないか、慎重に検討する必要があると考えられる。また、仮にこれらをサステナビリティ関連財務開示に適用した場合でも、どのような場合にこれらが達成されたと言えるのかについて追加的なガイダンスが必要となる可能性があると考えられる
- ❖ 将来キャッシュ・フローの「値、時期及び確実性」と置き換えたことによって、CFWの「金額、時期及び不確実性」と同じではないことを示そうとしているか否かについて確認する必要があると考えられる

- | | |
|---|--|
| 4 | 企業に資源を提供するかどうかを決定する際、利用者は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の将来キャッシュ・フローの値、時期及び確実性、すなわち利用者の企業価値の評価にどのように影響を与えるかを理解する必要がある。企業価値に対するこれらの影響の一部は、報告日までに既に発生しており（又は、将来キャッシュ・フローの評価及び見積りを裏付けるキャッシュ・フローの予測に含まれており）、財務諸表に含まれる金額として既に表示されている。 |
|---|--|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 第1.2項に述べた意思決定[事務局注：企業への資源の提供に関する意思決定]は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が期待するリターン（例えば、配当、元本及び利息の支払、又は市場価格の上昇）に依存する。投資者、融資者及び他の債権者のリターンに関する期待は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期及び不確実性（見通し）に関する彼らの評価及び企業の資源に係る経営者の受託責任（スチュワードシップ）に関する彼らの評価に依存する。現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者は、それらの評価を行うために役立つ情報を必要としている（CFW第1.3項）

事務局による予備的な分析

- ❖ CFWでは、利用者が必ず企業価値を算定することは想定していないと考えられる。例えば、キャッシュ・フローの不確実性については、従業員が潜在的な債権者として、自らにボーナスが支払われるかどうかを評価するために情報を利用することが想定されていると考えられる

- | | |
|---|---|
| 5 | サステナビリティ関連財務情報は、財務諸表に含まれる金額に関連することもあるが、財務諸表に含まれる情報よりも範囲が広い。これは、報告日以前に企業が行った決定のうち、報告日に 財務諸表で認識するための規準 を満たさない将来生じうるインフロー及びアウトフローを考慮している。 |
|---|---|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 「**認識規準 (recognition criteria)**」とは、資産、負債、持分、収益又は費用をいつ財務諸表に認識（計上）するかを定めたものであり、資産又は負債の認識と、その結果として生じる収益、費用又は持分変動の認識とが、目的適合性があり忠実に表現された情報を利用者に提供する場合に、それらを認識する（CFW第5.6項）

事務局による予備的な分析

- ❖ 本プロトタイプでは、「サステナビリティ関連財務情報」について、IASBの公開草案「経営者による説明」で示された内容領域（areas of content）の概念を用いて積極的に定義（9頁参照）したうえで、「一般目的財務報告」の定義において、「企業の一般目的財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を包含するが、これに限定されるものではない」としており、一般目的財務報告には財務諸表及びサステナビリティ関連財務情報以外の情報が含まれることが示唆されている
- ❖ 財務諸表には、認識規準を満たさないものについても注記として報告されることから、必ずしも「報告日以前に企業が行った決定のうち、報告日に財務諸表で認識するための規準を満たさない将来生じうるインフロー及びアウトフロー」に関する情報が財務諸表に含まれないというわけではない

- 6 企業は、IFRSサステナビリティ開示基準に基づいてサステナビリティ関連の財務情報を作成及び開示する際に、本基準（案）を適用しなければならない。企業は、企業の関連する財務諸表がIFRS会計基準又は他の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に準拠して作成されている場合に、IFRSサステナビリティ開示基準を適用することが認められる。

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 企業は本基準書を、IFRSに準拠した一般目的財務諸表を作成し表示する際に適用しなければならない（IAS第1号 第2項）

事務局による補足

- ❖ 本基準案では、IFRSサステナビリティ開示基準を適用することが認められる場合として、「他の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に準拠して作成されている場合」が挙げられているが、GAAPの要件等については、具体的に規定されていない

事務局による予備的な分析

- ❖ IFRS会計基準以外の会計基準に従い財務諸表が作成されている場合の、IFRSサステナビリティ開示基準に従い作成された情報が、IFRS会計基準に従い財務諸表が作成されている場合の、IFRSサステナビリティ開示基準に従い作成された情報と比較可能といえるのかどうかについては、慎重な検討が必要であると考えられる

範囲（第6項～第9項）

- | | |
|---|--|
| 7 | 他のIFRSサステナビリティ開示基準では、特定のサステナビリティ関連事項並びに（産業横断的な、産業に基づく及び活動の）指標及び目標についての開示の要求事項を定めている。 |
|---|--|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 他のIFRSでは、個別の取引及びその他の事象についての認識、測定及び開示に関する要求事項を示している（IAS第1号 第3項）

範囲（第6項～第9項）

8 報告企業の企業価値に影響を与えないサステナビリティ事項は、一般目的財務報告の範囲外である。

- | | |
|---|---|
| 9 | 本基準（案）では、パブリック・セクターの事業体（public-sector business entities）を含む営利目的の企業に適した用語を使用している。民間企業やパブリック・セクターで非営利活動を行っている企業が本基準（案）を適用する場合、IFRSサステナビリティ開示基準の適用に関連して、特定の開示項目に使用される記述を修正する必要がある可能性がある。 |
|---|---|

関連するIFRS会計基準等

- ◆ 本基準書は、営利目的の企業（公的部門の事業体を含む）に適した用語を使用している。民間又は公共部門で非営利事業を営む企業が本基準を適用する場合には、財務諸表の特定の科目及び財務諸表そのものの表記を修正する必要があるかもしれない（IAS第1号 第5項）

概念的な要素の適用 – マテリアリティ（第10項～第18項）

- | | |
|----|--|
| 10 | 一般目的財務報告には、特定の報告企業の財務諸表及びサステナビリティ関連財務情報が含まれる。サステナビリティ関連財務情報は、その情報を省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、一般目的財務報告の主要な利用者が当該報告書に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合には、重要性がある。 |
|----|--|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 「重要性がある (material)」については、CFW第2.11項、IAS第1号 第7項、IFRS実務記述書第2号 第5項において次のように定義されている

情報は、それを省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業に関する財務情報を提供する一般目的財務報告書（一般目的財務諸表）の主要な利用者が当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある

事務局による予備的な分析

- ❖ 財務会計において、マテリアリティの概念は、ある項目の性質及び大きさが、会計基準で要求されている会計処理や開示を行わないことが認められるか否かを、財務諸表作成者が判断する際に用いられる。このため、ある項目がマテリアルではない場合、仮に会計基準に従っていなくても、利用者の意思決定に影響を与えない可能性が高い
- ❖ 本プロトタイプの第10項も、ある項目の性質及び大きさが、サステナビリティ開示基準で要求されている開示を行わないことが認められるか否かを作成者が判断する際に用いられる概念であるように見受けられる

11	サステナビリティ関連財務情報は、企業の将来キャッシュ・フローの値、時期及び確実性の利用者の評価、すなわち企業の企業価値についての利用者の評価に影響を与える場合、意思決定に影響を与える。
----	--

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 目的適合性のある情報は、利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができる。情報は、一部の利用者がそれを利用しないことを選択する場合や、すでに他の情報源から知っている場合であっても、意思決定に相違を生じさせることができる場合がある（CFW第2.6項）
- ❖ 財務情報は、予測価値、確認価値又はそれらの両方を有する場合には、意思決定に相違を生じさせることができる（CFW第2.7項）
- ❖ 財務情報は、利用者が将来の結果を予測するために用いるプロセスへのインプットとして使用できる場合には、予測価値を有する。財務情報が予測価値を有するためには、予測又は見込みである必要はない。予測価値のある情報は、利用者が自らの予測を行う際に使用される（CFW第2.8項）
- ❖ 財務情報は、過去の評価に関するフィードバックを提供する（過去の評価を確認するか又は変更する）場合には、確認価値を有する（CFW第2.9項）
- ❖ 財務情報の予測価値と確認価値とは相互に関連している。予測価値を有する情報は、確認価値も有することが多い。例えば、当年度に関する収益の情報は、将来の年度の収益を予測するための基礎として利用できるが、過去の年度に行った当年度についての収益予測と比較することもできる。そうした比較の結果は、それらの過去の予測に使用されたプロセスを利用者が修正し改善することに役立つ可能性がある（CFW第2.10項）

概念的な要素の適用 – マテリアリティ（第10項～第18項）

12	したがって、重要性がある情報には、利用者による企業価値の評価に影響を与えることが合理的に予想される要因（短期、中期及び長期にわたりキャッシュ・フローを生み出す能力、並びに利用者が将来キャッシュ・フローに帰属させた価値）についての示唆を提供する情報が含まれる。重要性がある情報には、以下のような情報が含まれる可能性があるが、これらに限定されるものではない。
(a)	社会及び環境に対する企業の影響（impact）（それらの影響（impact）が企業の将来キャッシュ・フローに影響を与えることが合理的に予想される場合）
(b)	企業の将来のキャッシュ・フローに影響を与える可能性は低いが潜在的な影響は大きいと考えられる事象。

事務局による補足

- ❖ 「合理的に予想される（reasonably expected）」又は「合理的な予想（reasonable expectation）」はIFRS会計基準で定義されていないものの、「重要性がある」の定義以外にも以下の使用例がある。
 - ▶ 企業は、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しなければならない。直接償却は、認識の中止につながる事象となる（IFRS第9号 第5.4.4項）
 - ▶ 予想される将来の事象は、引当金を測定する際には特に重要である。例えば、企業が、敷地の使用期間の終了時の浄化コストが将来の技術の変化によって減少すると考える場合がある。認識する金額は、浄化作業の時点で利用可能となる技術に関するすべての入手可能な証拠を考慮に入れて、技術的に適格性のある客観的な観察者の合理的な予想を反映する。したがって、含めることが適切なものとして、例えば、既存の技術を採用する際の経験の増大に関連したコスト削減の見込みや、これまで実施されていた浄化作業よりも大規模又は複雑な浄化作業に既存の技術を適用する場合の予想コストがある。しかし、企業は、浄化作業に関する全く新しい技術の発展については、十分な客観的証拠の裏付けがない限り、見込まない（IAS第37号 第49項）

- | | |
|----|--|
| 13 | 重要性は目的適合性の企業固有の一側面であり、その情報が関連する項目の性質若しくは大きさ（又はその両方）に基づくものである。したがって、本基準（案）では、重要性についての統一的な量的閾値を明示することや、特定の状況において何が重要性があるものとなり得るかを前もって決定することはしない。 |
|----|--|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 言い換えれば、重要性は目的適合性の企業固有の一側面であり、個々の企業の財務報告書の文脈においてその情報が関連する項目の性質若しくは大きさ（又はその両方）に基づくものである。したがって、当審議会は、重要性についての統一的な量的閾値を明示することや、特定の状況において何が重要性のあるものとなり得るかを前もって決定することはできない（CFW第2.11項）

事務局による予備的な分析

- ❖ 会計基準における「マテリアリティ」は、基本的に何を省略できるのかという観点で使用されるものであり、サステナビリティ開示基準におけるいわゆるシングル・マテリアリティ、ダブル・マテリアリティとは関係がないと考えられる（82頁から83頁参照）

- | | |
|----|--|
| 14 | 経営者は、企業の状況にとって重要性があるサステナビリティのリスク及び機会に関する情報並びに関連する指標を識別するために、判断を行使しなければならない。企業の状況は時間の経過とともに変化するため、重要性の判断は、それらの変化した状況に照らして各報告日に再評価される。 |
|----|--|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 財務情報が財務諸表に対して重要性があるかどうかを評価する際に、企業は、主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定にその情報が影響を与えると合理的に予想し得るかどうかを決定するために判断を適用する。そうした判断を適用する際に、企業は、自らの具体的な状況と、財務諸表において提供する情報が主要な利用者の情報ニーズにどのように対応するのかの両方を考慮する（IFRS実務記述書第2号 第11項）
- ❖ 企業の状況は時とともに変化するため、重要性の判断は、そうした変化した状況に照らして各報告日に見直される（同 第12項）

- | | |
|----|--|
| 15 | 情報が特定の報告企業の一般目的財務報告の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に予想しうるかどうかを評価するには、企業が企業自身の状況を考慮すると同時に当該利用者の特徴（characteristics）を考慮することが必要となる。 |
|----|--|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 情報が特定の報告企業の一般目的財務諸表の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得るかどうかを評価するには、企業が企業自身の状況を考慮すると同時に当該利用者の特徴を考慮することが必要となる（IAS第1号 第7項）

- 16 現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者の多くは、情報提供を企業に直接に要求することができず、必要とするサステナビリティ関連財務情報の多くを一般目的財務報告（書）に依拠しなければならない。したがって、彼らが一般目的財務報告書が対象とする主要な利用者である。一般目的財務報告は、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を入念に検討し分析する利用者のために作成される。時には、十分な情報を有する勤勉な利用者であっても、複雑なサステナビリティ関連事項に関する情報を理解するために助言者の支援を求めることが必要となる場合もある。

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者の多くは、自らへの情報提供を報告企業に直接に要求することができず、必要とする財務情報の多くを一般目的財務諸表に依拠しなければならない。したがって、彼らが一般目的財務諸表の対象となる主要な利用者である。財務諸表は、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を入念に検討し分析する利用者のために作成される。時には、十分な情報を持った勤勉な利用者であっても、複雑な経済現象に関する情報を理解するために助言者の支援を求めることが必要となる場合もある（IAS第1号 第7項）

事務局による補足

- ❖ 本プロトタイプの特典C「マテリアリティの実施に関するガイダンス」において、主要な利用者の共通の情報ニーズを満たすために、次のステップが提案されている
- (1) 1種類の利用者（例えば、（現在の及び潜在的な）投資者）に共通する情報ニーズを識別
 - (2) 残りの2種類の利用者（例えば、（現在の及び潜在的な）融資者、他の（現在の及び潜在的な）債権者）について評価を繰り返す

- | | |
|----|---|
| 17 | 企業は、IFRSサステナビリティ開示基準が要求する特定の開示について、その開示の結果として得られる情報に重要性がない場合には、提供する必要はない。また、IFRSサステナビリティ開示基準が特定の要求事項のリスト又は最低限の要求事項を定めている場合でも、その要求事項を適用した結果として得られる情報に重要性がないときには、企業はその情報を開示する必要はない。 |
|----|---|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ いくつかのIFRSは、財務諸表（注記を含む）に記載することが要求される情報を定めている。企業は、IFRSで要求されている具体的な開示がもたらす情報に重要性がない場合には、当該開示を提供する必要はない。これは、IFRSが具体的な要求事項のリストを記載している場合や、最低限の要求事項として記述している場合であっても、同じである（IAS第1号 第31項 前段）

- 18 また、企業は、一般目的財務報告の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたる企業の将来キャッシュ・フローの値、時期及び確実性、すなわち利用者による企業価値の評価に与える影響を理解するために、IFRSサステナビリティ開示基準の特定の要求事項への準拠が不十分である場合、要求される情報以上の情報を提供するかどうかを考慮しなければならない。このような追加情報は、短期、中期及び長期にわたる企業の将来のキャッシュ・フロー、すなわち、利用者による企業価値の評価に関するものである。このような追加情報は、企業の**ビジネスモデル**、財政状態、財務業績、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応して企業が戦略、リスク管理及びガバナンスをどのように適応させたかを説明するものである。また、このような追加情報には、企業が目標を設定し、パフォーマンス（業績）をモニタリングするために用いる手段を含む場合もある。

事務局による補足

- ❖ 「**ビジネスモデル**」とは、事業活動を通じてインプットをアウトプットと結果（outcome）に変換する組織のシステムであり、組織の戦略的目的を果たし、短期、中期及び長期にわたり価値を創出することを目的とする（付録A）

関連するIFRS会計基準等

- ❖ また、企業は、IFRSにおける具体的な要求事項に準拠するだけでは、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影響を財務諸表利用者が理解できるようにするのに不十分である場合には、追加的な開示を提供すべきかどうかを検討しなければならない（IAS第1号 第31項 後段）

概念的な要素の適用 – 報告企業の境界（第19項～第20項）

19	一般目的財務報告の 報告企業の境界 は、以下の間で同じでなければならない。
(a)	財務諸表
(b)	サステナビリティ関連財務開示

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 報告企業の適切な境界の決定は、報告企業が次のようなものである場合には、困難である可能性がある（CFW第3.13項）
 - (a) 法的な企業ではなく、かつ、
 - (b) 親子会社関係で結ばれた法的な企業のみで構成されていない。
- ❖ そのような場合には、**報告企業の境界 (boundary of a reporting entity)** は、報告企業の財務諸表の主要な利用者の情報ニーズに左右される。当該利用者は、表現しようとする対象を忠実に表現する目的適合性のある情報を必要とする。忠実な表現には、次のすべてのことが必要となる（CFW第3.14項）
 - (a) 報告企業の境界に含まれる一組の経済活動が、恣意的又は不完全なものでない。
 - (b) その一組の経済活動を報告企業の境界の中に含めることにより、中立的な情報がもたらされる。
 - (c) 報告企業の境界がどのように決定されたのか及び何が報告企業を構成しているのかに関する記述が提供される。

事務局による予備的な分析

- ❖ 財務諸表とサステナビリティ関連財務開示で報告企業の境界を同じにした場合、例えば、温室効果ガス排出量や水資源利用量などの指標を作成する場合に、連結又は持分法の対象となる子会社及び関連会社の情報も必要になる可能性があることが考えられる。そのような場合における指標の測定方法については、IFRSサステナビリティ開示基準において具体的な定めが必要と考えられる

- | | |
|----|--|
| 20 | 企業は、利用者による企業価値の評価に影響を与える、 報告企業の境界 の外の当事者との活動、相互作用及び関係から生じる重要な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を開示しなければならない。例えば、報告企業の主要なサプライヤーが、環境規制を遵守するために大幅な変更が必要となる製造プロセスを使用している場合がある。報告企業は、このサプライヤーに関するサステナビリティのリスク及び機会に関する情報が、その一般目的財務報告の利用者にとって重要性があると判断するかもしれない。 |
|----|--|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 「報告企業の境界」については28頁参照

事務局による予備的な分析

- ❖ 気候関連開示のプロトタイプにおいては、重要な（significant）気候関連のリスク及び機会が、財又はサービスを生産するためのバリュー・チェーン（例えば、サプライ・チェーン、オペレーション、従業員、マーケティング、及び流通チャネル）に与える現在の影響及び予想される影響や、企業のバリュー・チェーンのどの部分に重要な（significant）気候関連のリスク又は機会が集中しているか（例えば、地域、施設又は資産の種類、インプット、アウトプット又は流通チャネル）に関する記述が求められており（第7項）、IFRSサステナビリティ開示基準において、より具体的な定めが必要と考えられる

- | | |
|----|--|
| 21 | 完全な1組のサステナビリティ関連財務開示は、利用者が、サステナビリティ関連財務開示と一般目的財務報告の他の情報との間に適用される可能性のある結合性（connections）、依存性及びトレードオフを理解できるように提供される。サステナビリティ関連財務情報の一部は、利用者に企業の事業に関する完全な描写を提供するために、財務諸表からの情報とともに一般目的財務報告の関連するセクションに配置できる可能性がある。具体的に要求される指標及び目標は、ガバナンス、戦略及びリスク管理に関する情報の開示を裏付ける（support）場合には、ガバナンス、戦略、リスク管理に関する情報と一緒に開示することができる。 |
|----|--|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 完全な1組の財務諸表は次のもので構成される
 - (a) 当該期間の期末の財政状態計算書
 - (b) 当該期間の純損益及びその他の包括利益計算書
 - (c) 当該期間の持分変動計算書
 - (d) 当該期間のキャッシュ・フロー計算書
 - (e) 注記（重要な会計方針及びその他の説明的情報で構成される）
 - (ea) 第38項及び第38A項に定める前期に関する比較情報
 - (f) 前期の期首現在の財政状態計算書（第40A項から第40D項に従って、企業が会計方針を遡及適用するか若しくは財務諸表項目の遡及的修正再表示を行う場合、又は財務諸表項目を組み替える場合）
- 企業は、計算書について本基準書で使用している以外の名称を使用することができる。例えば、「純損益及びその他の包括利益計算書」に代えて、「包括利益計算書」の表題を使用してもよい（IAS第1号 第10項）

概念的な要素の適用 – コネクティビティ（第21項～第22項）

22	企業は、サステナビリティ関連財務開示を、他の情報とコネクットしなければならない。これには以下を含むが、これらに限定されない。
(a)	異なる情報間の関係を目立たせ、明確かつ簡潔に表示する。例えば、ある企業が、天然資源の利用、サプライチェーンの変化、重要な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会について説明する場合がある。その際、生産コスト、そのようなリスクを軽減するための戦略的対応、関連する研究開発への財務的投資への潜在的又は実際の影響を関連付ける必要があるかもしれない。また、この情報は、財務諸表の情報や、特定の指標及び目標に関連付ける必要があるかもしれない。
(b)	サステナビリティ関連のリスク及び機会が、他のサステナビリティ関連のリスク及び機会を生み出す場合のトレードオフについて説明する。例えば、ある企業が、喫緊に炭素排出税のために事業を再構築する必要があるとする。この変化は、企業にとって重要な（significant）リスクとなり、今後数年間の雇用を大幅に縮小させる可能性がある。企業は、従業員の再教育、補償、再配置にどのように取り組んでいるかを開示する必要があるかもしれない。

- | | |
|----|--|
| 48 | IFRSサステナビリティ開示基準が他に許容又は要求しない限り、企業は、当期に報告される指標及び主要な業績指標を含むすべての金額について、前期に係る比較情報を表示しなければならない。また、当期のサステナビリティ関連財務開示を理解するのに目的適合性がある場合、企業は、説明的及び記述的な情報に関する比較情報を開示しなければならない。 |
|----|--|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ IFRSが別のことを許容又は要求している場合を除き、企業は、当期の財務諸表で報告するすべての金額について、前期に係る比較情報を開示しなければならない
当期の財務諸表の理解への目的適合性がある場合には、説明的・記述的な情報に関する比較情報も含めなければならない（IAS第1号 第38項）

比較情報（第48項～第50項）

49	企業は、更新された見積りを反映した比較情報を開示しなければならない。比較情報の最新の見積りを表示することは、 比較可能性 を高める。企業は、前期に報告した情報と異なる比較情報を報告する場合、以下を開示しなければならない。
(a)	前期に報告された値と、比較対象の更新された値との差額
(b)	金額が更新された理由

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 「**比較可能性 (comparability)**」とは、補強的な質的特性（基本的な質的特性を有する財務情報を補強する質的特性）の1つであり、企業に関する情報が、他の企業に関する類似の情報や、別の期間又は別の日の同一企業に関する類似の情報と比較できることをいう（CFW第2.24項）
- ❖ 情報が比較可能となるためには、同様のものは同様に見え、異なるものは異なるように見えなければならない（CFW第2.27項）

50 当期との比較可能性を達成するために1期又は複数の過去の期間について比較情報を調整することが実務上不可能である場合がある。例えば、過去の期間において、新しい指標、目標、主要な業績指標の新たな定義の遡及適用又は過年度の誤謬を訂正するための遡及的修正再表示を可能とする方法でデータが収集されておらず、情報を再構築することが実務上不可能である場合である。1つ又は複数の過去の期間の比較情報を調整することが実務上不可能な場合、企業はその事実を開示しなければならない。

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 当期との比較可能性を達成するために1期又は複数の過去の期間について比較情報を調整することが実務上不可能である場合がある。例えば、過去の期間において、新しい会計方針の遡及適用（第51項から第53項により過去の期間における将来に向かっての適用を含む）又は過年度の誤謬を訂正するための遡及的修正再表示を可能とする方法でデータが収集されておらず、情報を再構築することが実務上不可能である場合である（IAS第8号 第50項）
- ❖ 「比較可能性」については前頁参照
- ❖ 「遡及適用（retrospective application）」とは、新しい会計方針を、その方針が過去から常に適用されていたかのように、取引その他の事象及び状況に適用することをいう（IAS第8号 第5項）

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 「**過年度の誤謬 (prior period errors)**」とは、下記に該当する信頼性の高い情報の不使用又は誤用により生じた、過去の1つ又は複数の期間に係る企業の財務諸表における脱漏又は誤表示（IAS第8号 第5項）
 - a. 当該期間の財務諸表の発行が承認された時に入手可能となっており、かつ
 - b. 当該財務諸表を作成し表示する際に入手でき検討できたと合理的に予想できたこれらの誤謬には、計算上の誤り、会計方針の適用の誤り、事実の見落としや解釈の誤り及び不正行為の影響も含まれる
- ❖ 「**遡及的修正再表示 (retrospective restatement)**」とは、財務諸表の構成要素の金額の認識、測定及び開示を、過年度の誤謬が発生していなかったかのように訂正すること（IAS第8号 第5項）
- ❖ 「**実務上不可能 (impracticable)**」について、企業は、次の場合に、会計方針の変更又は過年度の誤謬を遡及して訂正することが実務上不可能であるとみなす可能性がある（IAS第8号 第5項）
 - a. その遡及適用又は遡及的修正再表示の影響を確定できない場合
 - b. その遡及適用又は修正再表示が、当該期間における経営者の意図が何であったかに関する仮定を必要とする場合
 - c. その遡及適用又は修正再表示が、金額の重要な見積りを必要とするが、それらの見積りに関する次のような情報を、他の情報と客観的に区別することが不可能である場合
 - i. 当該金額を認識、測定又は開示すべき日に存在していた状況の証拠を提供し、かつ
 - ii. 当該過年度に係る財務諸表の発行が承認された時に入手可能であった

事務局による予備的な分析

- ❖ 「実務上不可能」と認められるためには、合理的な努力を行っても必要な情報を入手できない、過年度の経営者の意図を仮定する必要があるなどを企業が証明する必要があり、一般に、会計実務において遡及適用又は遡及的修正再表示が不要と判断されるためのハードルは高い
- ❖ IFRS会計基準と同じ閾値で考えることは適切か

- | | |
|----|---|
| 51 | 企業は、サステナビリティ関連財務開示の報告期間を識別しなければならない。企業は、サステナビリティ関連の財務開示を、企業の財務諸表の基礎となる報告期間と同じ報告期間で開示しなければならない。したがって、少なくとも12ヶ月ごとに、それらの財務諸表と同時に報告しなければならない。 |
|----|---|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 企業は、完全な1組の財務諸表（比較情報を含む）を、少なくとも年に1回は報告しなければならない。企業が報告期間の期末日を変更して、年次財務諸表を1年よりも長い期間又は短い期間について作成する場合には、財務諸表の対象期間に加えて、次の事項を開示しなければならない（IAS第1号第36項）
 - (a) 1年よりも長い期間又は短い期間を使用している理由
 - (b) 財務諸表に表示している金額が完全に比較可能ではない旨

事務局による予備的な分析

- ❖ IFRS会計基準では少なくとも12ヶ月ごとに財務諸表を作成することとされているが、IFRS会計基準以外の会計基準に従い財務諸表を作成することが認められるため、必ずしも12ヶ月ごとに財務諸表が作成されない場合もあると考えられる
- ❖ サステナビリティ関連財務開示と財務諸表を同時に報告することを要求する必要があるかどうかについては、検討が必要であると考えられる

報告の頻度（第51項～第55項）

52	企業が報告期間の期末日を変更して、12か月よりも長い又は短い期間についてサステナビリティ関連財務開示を開示する場合には、サステナビリティ関連財務開示の対象期間に加えて、次の事項を開示しなければならない。
(a)	12か月よりも長い期間又は短い期間を使用している理由
(b)	サステナビリティ関連財務開示に表示している金額が完全には 比較可能 ではない旨

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 企業は、完全な1組の財務諸表（比較情報を含む）を、少なくとも年に1回は報告しなければならない。企業が報告期間の期末日を変更して、年次財務諸表を1年よりも長い期間又は短い期間について作成する場合には、財務諸表の対象期間に加えて、次の事項を開示しなければならない（IAS第1号第36項）
 - (a) 1年よりも長い期間又は短い期間を使用している理由
 - (b) 財務諸表に表示している金額が完全に比較可能ではない旨
- ❖ 「比較可能性」については34頁参照

- | | |
|----|---|
| 53 | 通常、企業は1年間についてのサステナビリティ関連財務開示を作成する。しかし、実務上の理由で、例えば、52週間について報告することを選択する企業もある。本基準（案）はこのような実務を妨げない。 |
|----|---|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 通常、企業は1年間についての財務諸表を継続的に作成する。しかし、実務上の理由で、例えば、52週間について報告することを選択する企業もある。本基準書はこのような実務を妨げない（IAS第1号 第37項）

54 本基準（案）は、どの企業にサステナビリティに関連する期中財務情報の開示を求めるか、どのくらいの頻度で開示するか、あるいは期中期間終了後どのくらいの期間で開示するかを義務付けるものではない。しかし、政府、証券規制当局、証券取引所、会計機関が、負債証券又は持分証券を上場している企業に、期中報告書の公表を要求することがある。第55項は、企業がIFRSサステナビリティ開示基準に従ってサステナビリティに関連する期中財務情報を公表することを要求されている、あるいは選択している場合に適用される。

関連するIFRS会計基準等

❖ 本基準書では、どのような企業が期中財務報告書を公表しなければならないか、その頻度あるいは期中報告期間の末日後いつまでに公表しなければならないか、については定めない。しかし、政府、証券監督当局、証券取引所、及び会計諸団体が、負債証券又は持分証券を上場している企業に期中財務報告書の公表を要求していることはしばしばある。本基準書は、企業が国際財務報告基準（IFRS）に準拠した期中財務報告の公表を要求されたり、自ら選択したりしたときに適用される。国際会計基準委員会は上場企業が、本基準書に示した認識、測定及び開示の原則に準拠して期中財務報告書を提供することを奨励する。特に上場企業には次のことが奨励される（IAS第34号 第1項）

- (a) 少なくとも事業年度の上半期末現在の期中財務報告書を提供すること
- (b) 期中財務報告書を期中報告期末後60日以内に入手可能にすること

- 55 適時性とコストの考慮の観点から、またすでに報告済みの情報との重複を避けるため、企業は期中報告日に年次の開示と比較して少ない情報を提供することが求められたり、あるいはそうすることを自ら選択したりするであろう。期中の開示は、サステナビリティ関連財務情報の直近の年次開示の完全な1組の更新を提供することを意図している。したがって、これらの開示は、新しい情報、事象及び状況に焦点を当てており、以前に報告した情報と重複するものではない。しかし、期中のサステナビリティ関連財務開示で提供される情報は、年次開示よりも凝縮されているかもしれないが、企業が期中報告において本基準（案）に記載されているような完全な1組のサステナビリティ関連財務開示を公表することを禁止したり、妨げたりするものではない。

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 適時性とコストの考慮の観点から、またすでに報告済みの情報との重複を避けるため、企業は期中報告日に年次財務諸表と比較して少ない情報を提供することが求められたり、あるいはそうすることを自ら選択したりするであろう。本基準書は、期中財務報告書の最小限の内容を、要約財務諸表と精選された説明的注記を含むものと定義している。期中財務報告書は、最近の完全な1組の年次財務諸表の内容を更新しようとするものである。したがって、それは新しい事業活動、事象、環境に焦点を当て、すでに報告した情報を反復することはしない（IAS第34号 第6項）

56	企業は、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報を、企業の一般目的財務報告の一部として開示することが求められている。企業に適用される規制やその他の要求事項に従い、一般目的財務報告の中で、サステナビリティ関連財務情報を開示するための様々な場所が考えられる。
----	---

- | | |
|----|---|
| 57 | <p>サステナビリティ関連財務開示は、経営者による説明（management commentary）が企業の一般目的財務報告の一部を構成する場合には、企業の経営者による説明に含めることができる。経営者による説明は、企業の財務諸表を補完するものである。経営者による説明は、企業の財務業績及び財政状態に影響を与えた要因、並びに企業の価値創出及びキャッシュ・フロー創出の能力に影響を与えうる要因についての経営者の示唆を提供している。経営者による説明は、経営者による検討及び分析（MD&A）、経営及び財務のレビュー、統合報告書、戦略報告書など、さまざまな名称で知られ、また報告書に組み込まれている。</p> |
|----|---|

58	企業は、公表されている他の要求事項やガイドラインに準拠するために、重要性がある情報を覆い隠さないことを条件として、重要性はないが企業が開示する必要のある追加情報を含めることができる。
----	---

- | | |
|----|---|
| 59 | IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報は、利用者が利用可能な別の報告書と同じ条件で、財務諸表と同時に、相互参照によって組み込むことができ、一般目的財務報告書の中に直接ではなく、このような方法で情報を含めることによって、一般目的財務報告書の明瞭性が損なわれない場合には、そのようにすることができる。 |
|----|---|

事務局による予備的な分析

- ❖ 相互参照には以下の課題があると考えられる
 - ▶ 参照元である一般目的財務報告書が利用可能な期間にわたって、参照先の情報を（変更されることなく）利用可能にすることが確実にできるか
 - ▶ 一般目的財務報告書が断片的となり理解が困難とならないか

報告媒体（チャネル）（第56項～第63項）

60	他の報告書の重要性がある情報が、他の報告書との相互参照により一般目的財務報告書に含まれる場合、その情報は一般目的財務報告書の一部となり、これは例えば以下のようなことを意味する。
(a)	相互参照によって含まれる情報は、IFRSサステナビリティ開示基準の要求事項に準拠する必要がある。例えば、完全で、中立で、正確であることが必要である。
(b)	一般目的財務報告の発行を承認した機関又は個人は、相互参照により含まれる情報について、一般目的財務報告自体に直接含まれる情報と同程度の責任を負う。
61	仮に一般目的財務報告書が、他の報告書との相互参照により情報を含む場合、
(a)	一般目的財務報告書は、当該報告書を明確に識別し、そのアクセス方法を説明しなければならない。
(b)	相互参照は、その報告書の正確に特定された部分に対して行われなければならない。
62	IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報は、財務諸表又は企業が発行する一般目的財務報告書の別の部分で利用可能である場合がある。そのような情報は、その情報を含めることによって一般目的財務報告書の明瞭性が損なわれない場合には、財務諸表又は一般目的財務報告書の別の部分を相互参照して表示することができる。

- | | |
|----|---|
| 63 | IFRSサステナビリティ開示基準が、情報の共通の項目の開示を要求する場合、企業は不必要な重複を避けなければならない。例えば、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対する企業の監督が統合的に管理されている場合、重要な（significant）サステナビリティのリスク及び機会ごとに個別のガバナンスの開示を行うのではなく、ガバナンスに関する開示も統合的に行うべきである。 |
|----|---|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 財務諸表での情報の効果的な伝達は、以下の原則を考慮することによっても支えられる（CFW第7.6項）
 - (a) 企業固有の情報の方が、標準化された記述（「決まり文句」と呼ばれることがある）よりも有用である
 - (b) 財務諸表の異なる部分における情報の重複は、通常は不必要（usually unnecessary）であり、財務諸表の理解可能性を低下させる可能性がある

- | | |
|----|---|
| 64 | サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表を識別しなければならない。仮に関連する財務諸表がIFRS会計基準に準拠して作成されていない場合、サステナビリティ関連財務開示は、その財務諸表が作成された基礎を開示しなければならない。 |
|----|---|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 企業は財務諸表を明瞭に特定し、同じ公表書類中の他の情報と区別しなければならない（IAS第1号第49項）

事務局による予備的な分析

- ❖ 一般的な定めとしては、IFRS会計基準に従っている場合も含め、財務諸表の作成にあたり準拠した会計基準を開示することが考えられる
- ❖ IFRS会計基準以外の会計基準に従い財務諸表が作成される場合の、IFRSサステナビリティ開示基準に従い作成された情報の比較可能性については、15頁参照

- | | |
|----|--|
| 65 | サステナビリティ関連財務開示に財務データ及び仮定が含まれる場合、当該財務データ及び仮定は、企業の財務諸表に含まれる対応する財務データ及び仮定に整合的でなければならない。 |
|----|--|

事務局による予備的な分析

- ◆ 整合的でなければならないと考えられるが、サステナビリティ関連財務開示に含めた財務データ及び仮定のすべてを財務諸表に反映すべきではない点は明確にする必要があると考えられる

- | | |
|----|--|
| 66 | 報告通貨が測定単位として特定されている場合、企業はその財務諸表が表示されている通貨を使用しなければならない。 |
|----|--|

事務局による補足

- ❖ 「報告通貨（reporting currency）」とは、現行のIAS第21号が改正される以前に使用されていた用語である。現行のIAS第21号では、「報告通貨」に代わり「機能通貨（functional currency）」及び「表示通貨（presentation currency）」が用いられている。
- ❖ 「機能通貨」とは、企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨（IAS第21号 第8項）
- ❖ 「表示通貨」とは、財務諸表が表示される通貨（IAS第21号 第8項）

事務局による予備的な分析

- ❖ 「報告通貨」という用語は現行のIFRS会計基準において定義されていないため、明確化が必要であると考えられる

- | | |
|----|---|
| 67 | 企業は、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報が、 現地の法律又は規制によって開示することが禁止されている場合には、開示する必要はない。 そのような理由で重要性がある情報を省略する場合、企業は開示しない情報の種類を識別し、制限の要因を説明しなければならない。 |
|----|---|

事務局による予備的な分析

- ❖ 現地の法律又は規制によって開示することが禁止されているために開示がなされない場合、提供される情報がIFRSサステナビリティ開示基準に従って作成されたものであるといえるのか、検討する必要があると考えられる
 - ▶ 各国の法律又は規制によって実質的に「カーブ・アウト」ができる状況は望ましいといえるか
 - ▶ カーブ・アウトされた情報であっても比較可能性は担保できるか、また、「準拠表明」（74頁参照）に意味があるか

68	完全な1組のサステナビリティ関連財務開示は、企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示しなければならない。適正に表示するには、本基準（案）又は「概念フレームワーク」で示された原則に従って、サステナビリティ関連のリスク及び機会を忠実に表現することが求められる。
----	--

関連するIFRS会計基準等

❖ 財務諸表は、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを適正に表示しなければならない。適正な表示をするには、CFWに示されている資産、負債、収益及び費用の定義と認識規準に従って、取引及びその他の事象や状況の影響を忠実に表現することが要求される。IFRSを適用し、必要な場合に追加的な開示を加えれば、適正な表示を達成する財務諸表が得られるものと推定される（IAS第1号 第15項）

事務局による予備的な分析

❖ サステナビリティ関連のリスク及び機会については、将来予測的な情報を含んでいる可能性が高い。このため、本プロトタイプ第3項に示された、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性のうち「中立性」及び「正確性」の観点から、どのような場合に忠実に表現されたと言えるのか追加的なガイダンスが必要となる可能性がある

適正な表示（第68項～第73項）

69	IFRSサステナビリティ開示基準を適用し、必要に応じて追加の開示を行うことで、適正な表示を達成するサステナビリティ関連財務開示が得られるものと推定される。また、適正な表示は、企業に以下のことを要求する。
(a)	目的適合性があり、 信頼性 があり、 比較可能 で、 理解可能 な情報を開示すること。
(b)	IFRSサステナビリティ開示基準の特定の要求事項に準拠するだけでは、企業の企業価値に対する重要な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会に与える影響又は潜在的な影響を利用者が理解するのに不十分である場合には、追加的な開示を提供すること。

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 財務諸表は、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを適正に表示しなければならない。適正な表示をするには、CFWに示されている資産、負債、収益及び費用の定義と認識規準に従って、取引及びその他の事象や状況の影響を忠実に表現することが要求される。IFRSを適用し、必要な場合に追加的な開示を加えれば、適正な表示を達成する財務諸表が得られるものと推定される（IAS第1号 第15項）

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 「**信頼性 (reliability)**」は、IASBの前身である国際会計基準委員会 (IASC) のCFWにあったものであり、そこでは「情報は、重要な誤りや偏りがなく、表現しようとしているものを忠実に表現していると利用者が依拠できる場合に信頼性がある」とされていた。しかし、「信頼性」は、関係者の間で共通の理解がなく、一部の関係者から「検証可能性」又は「重要な誤謬がないこと」のみを意味するものとして誤解されていたとして、2010年のCFWの改訂において、「忠実な表現」に置き換えられた (CFW BC2.22項からBC2.25項)
- ❖ 「**比較可能性 (comparability)**」とは、補強的な質的特性 (基本的な質的特性を有する財務情報を補強する質的特性) の1つであり、企業に関する情報が、他の企業に関する類似の情報や、別の期間又は別の日の同一企業に関する類似の情報と比較できることをいう (CFW第2.24項) 情報が比較可能となるためには、同様のものは同様にみえ、異なるものは異なるようにみえなければならない (CFW第2.27項)
- ❖ 「**理解可能性 (understandability)**」とは、補強的な質的特性の1つであり、情報は、明確かつ簡潔に分類、特徴づけ、表示することにより、理解可能となる (CFW第2.34項)

70	本基準（案）及び他のIFRSサステナビリティ開示基準を適用する際には、企業は、すべての目的適合性のある事実と状況を考慮して、サステナビリティ関連財務開示において情報をどのように集約するかを決定しなければならない。企業は、重要性がある情報を重要性がない情報で覆い隠したり、性質や機能の異なる重要性がある項目を集約することによって、サステナビリティ関連財務開示の理解可能性を低下させてはならない。
----	--

関連するIFRS会計基準等

❖ 本基準書及び他のIFRSを適用する際に、企業は、すべての関連性のある事実及び状況を考慮に入れて、財務諸表（注記を含む）に含まれる情報をどのように集約するのかを決定しなければならない。企業は、重要性がある情報を重要性がない情報で覆い隠したり、性質又は機能が異なる重要性がある項目を集約したりすることによって財務諸表の理解可能性を低下させてはならない（IAS第1号 第30A項）

適正な表示（第68項～第73項）

71	サステナビリティに関する事項に適用される特定のIFRSサステナビリティ開示基準がない場合、経営者は、第1項に定める目的を満たす情報を開示するにあたり、自らの判断で、以下のような情報を開示しなければならない。
(a)	利用者の意思決定のニーズに目的適合性がある
(b)	特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連して、企業のリスク及び機会を忠実に表現する
(c)	中立的である

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまるIFRSが存在しない場合には、経営者は、次のような情報をもたらす会計方針を策定し適用する際に判断を用いなければならない（IAS第8号 第10項）
 - (a) 利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性がある
 - (b) 財務諸表が次のようであるという点で信頼性がある
 - (i) 企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを忠実に表現する
 - (ii) 法的形式だけでなく取引その他の事象及び状況の経済的実質を反映する
 - (iii) 中立的である、すなわち偏りがない
 - (iv) 慎重である
 - (v) 重要性があるすべての点で完全である

事務局による予備的な分析

- ❖ 「中立性」は「忠実な表現」が有する1つの特性であるため、「目的適合性」及び「忠実な表現」と並列して記載すべきではなく、IAS第8号第10項と同様に「忠実な表現」の1要素として記載することが考えられる（ただし、IAS第8号第10項(b)の「信頼性」という用語は、「忠実な表現」に置き換えるべきと考えられる）

適正な表示（第68項～第73項）

72	第71項に記載されている判断を行うにあたり、経営者は次に掲げる根拠（資料）を上から順に参照し、その適用可能性を検討しなければならない。
(a)	本基準（案）の要求事項
(b)	IFRSサステナビリティ開示基準における、類似及び関連するリスク及び機会に関する要求事項

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 第10項に記載されている判断[事務局注：具体的に当てはまるIFRS会計基準が存在しない場合に会計方針を策定し適用する際に用いる判断]を行うにあたり、経営者は次に掲げる根拠資料を上から順に参照し、その適用可能性を検討しなければならない。
 - (a) 類似の事項や関連する事項を扱っているIFRSの要求事項
 - (b) CFWにおける資産、負債、収益及び費用に関する定義、認識規準及び測定概念（IAS第8号 第11項）

事務局による予備的な分析

- ❖ IAS第8号第11項では、類似又は関連する事項を扱っているIFRS会計基準の要求事項を先に検討し、次にCFWにおける定義、認識規準及び測定概念を検討するという順序となっている
- ❖ サステナビリティ関連財務開示においても、類似又は関連するリスク及び機会に関するIFRSサステナビリティ開示基準の要求事項を先に検討し、次に全般的な要求事項を定めた本プロトタイプ¹の要求事項を検討するのが適切と考えられる

73	第71項に記載されている判断を行うにあたり、経営者は、一般目的財務報告の利用者のニーズを満たすよう設計されている他の基準設定主体の直近の基準書等、及び一般に認められている業界実務慣行も、第72項に記載されている根拠に反しない範囲において、考慮することができる。
----	--

関連するIFRS会計基準等

❖ 第10項に記載されている判断[事務局注：具体的に当てはまるIFRS会計基準が存在しない場合に会計方針を策定し適用する際に用いる判断]を行うにあたり、経営者は、会計基準を開発するために類似の概念フレームワークを使用している他の会計基準設定主体の直近の基準書等の文書、その他の会計上の専門的文献、及び一般に認められている業界実務慣行も、第11項に記載されている根拠資料に反しない範囲において、考慮することができる（IAS第8号 第12項）

見積り及び結果の不確実性の発生要因（第74項～第77項）

- | | |
|----|---|
| 74 | 指標が直接的に定量化できず、見積るしかない場合、 測定の不確実性 が生じる。合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連の指標を作成する上で不可欠な要素であり、見積りが明確かつ正確に記述及び説明されていれば、情報の有用性が損なわれることはない。測定の不確実性が高くても、そのような見積りによって有用な情報を提供することが必ずしも妨げられるわけではない。企業は、開示した指標のうち、見積りの不確実性が重要（significant）であるものを識別し、見積りの不確実性の発生要因及び内容並びに不確実性に影響を与える要因を開示しなければならない。 |
|----|---|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ IASBのCFWの規定を基礎としている財務報告書における貨幣金額が直接に観察できず、見積らなければならない場合には、**測定の不確実性 (measurement uncertainty)**が生じる。合理的な見積りの使用は財務情報の作成の不可欠の一部であり、その見積りが明確かつ正確に記述され説明される場合には、当該情報の有用性を損なうものではない。たとえ測定の不確実性のレベルが高くても、そうした見積りが有用な情報を提供することを妨げるものではない（CFW第2.19項）

事務局による予備的な分析

- ❖ 翌事業年度中を超えて見積りを行った場合には、その他の開示によって最も目的適合性のある情報を不明瞭なものにしてしまうことがあるとする会計基準上の考え方は、サステナビリティ開示基準にはあてはまらないのか、検討する必要がある

見積り及び結果の不確実性の発生要因（第74項～第77項）

75	IFRSサステナビリティ開示基準の開示の要求事項の中には、企業の財務業績又は財政状態に影響を与えておらず、企業の財務諸表にも報告されておらず、 結果に不確実性 があるという、将来起こりうる事象に関する説明などの情報を要求するものがある。このような将来起こりうる事象に関する情報に重要性があるかどうかを判断するにあたり、経営者は以下を考慮しなければならない。
(a)	長期を含む企業の将来キャッシュ・フローの値、時期及び確実性に対する事象の潜在的影響（考えられる結果）
(b)	考えられる結果の全範囲及びその範囲内での考えられる結果の可能性

関連するIFRS会計基準等

- ❖ **結果の不確実性 (outcome uncertainty)** は、資産又は負債から生じる経済的便益の流入又は流出の金額又は時期に関する不確実性がある場合に生じる（CFW第6.61項(a)）

事務局による予備的な分析

- ❖ 結果の不確実性については、サステナビリティ関連財務開示を作成する時点で考えられる結果を、網羅的に、企業にとって有利又は不利な結果について偏りなく、かつ十分な程度に正確に予想することは困難であると考えられることから、企業価値の評価にあたって有用な特性として本プロトタイプ第3項で示された「完全性」、「中立性」及び「正確性」のいずれもについて達成が困難となる場合が生じ得ると考えられる
- ❖ サステナビリティ関連財務開示において、結果の不確実性に関する情報の有用性は認められると考えられるものの、現行のCFWをそのままサステナビリティ関連財務開示に用いても不整合が生じないか、慎重な検討が必要と考えられる

見積り及び結果の不確実性の発生要因（第74項～第77項）

76 考えられる結果を考慮する際、企業はすべての目的適合性のある事実及び状況を考慮し、集約された場合に重要性があるものになる可能性がある、可能性は低いものの影響の大きい結果に関する情報を考慮しなければならない。例えば、企業はいくつかのサステナビリティのリスクにさらされているかもしれないが、それらのリスクはそれぞれ、企業のサプライ・チェーンの混乱など、同じ種類の混乱を引き起こす可能性がある。個々のリスクの源泉に関する情報は、そのリスクの源泉からの混乱が発生する可能性が極めて低い場合、重要性はないかもしれない。しかし、合算したリスク（すべての源泉からのサプライ・チェーンの混乱のリスク）に関する情報は重要性があるかもしれない。

77 あるサステナビリティ要因の考えられる影響の説明などの定性的情報が、重要な（significant）結果の不確実性が存在すると考えられる将来事象に関連している場合、企業は、重要な（significant）不確実性の源泉及びこれらの不確実性の源泉に影響を与える要因を識別し、開示しなければならない。

78	過年度の誤謬とは、下記に該当する信頼性の高い情報の不使用又は誤用により生じた、過去の1つ又は複数の期間に係る企業のサステナビリティ関連財務開示における脱漏又は誤表示をいう。
(a)	当該期間の一般目的財務報告の発行が承認された時に入手可能となっており、かつ
(b)	当該サステナビリティ関連財務開示を作成する際に入手でき検討できたと合理的に予想できた
	このような誤謬には、計算上の誤り、指標、目標及び主要な業績指標の定義の適用の誤り、事実の見落としや解釈の誤り及び不正行為の影響も含まれる。

関連するIFRS会計基準等

❖ 過年度の誤謬とは、下記に該当する信頼性の高い情報の不使用又は誤用により生じた、過去の1つ又は複数の期間に係る企業の財務諸表における脱漏又は誤表示をいう

(a) 当該期間の財務諸表の発行が承認された時に入手可能となっており、かつ

(b) 当該財務諸表を作成し表示する際に入手でき検討できたと合理的に予想できた

これらの誤謬には、計算上の誤り、会計方針の適用の誤り、事実の見落としや解釈の誤り及び不正行為の影響も含まれる（IAS第8号 第5項）

- | | |
|----|--|
| 79 | 当期に発見される可能性のある当期の誤謬は、一般目的財務報告の発行が承認されるまでに訂正する。しかし、重要性がある誤謬が後の期まで発見されない場合もあり、これらの過年度の誤謬は、後の期間のサステナビリティ関連財務開示に表示される比較情報で訂正される（第80項から第85項参照）。 |
|----|--|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 誤謬は、財務諸表の要素の認識、測定、表示又は開示に関し発生する。財務諸表は、重要性がある誤謬を含んでいる場合、又は重要性はないが、企業の財政状態、財務業績又はキャッシュ・フローの特定の表示を達成するために意図的に誤謬を犯した場合には、IFRSに準拠していないことになる。当期に発見される可能性のある当期の誤謬は財務諸表の発行が承認されるまでに訂正する。しかし、重要性がある誤謬が後の期まで発見されない場合もあり、これらの過年度の誤謬は、後の期間の財務諸表に表示される比較情報で訂正される（第42項から第47項参照）（IAS第8号 第41項）

80 第81項に従って、企業は、誤謬が発見された後に発行が承認される最初の一般目的財務報告において、誤謬が発生した表示対象となる過年度についての比較対象の値を**修正再表示**することにより重要性がある**過年度の誤謬**を遡及して訂正しなければならない。

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 第43項に従って、企業は、発見された後に発行が承認される最初の1組の財務諸表において次のいずれかの方法で、重要性がある過年度の誤謬を遡及して訂正しなければならない
 - (a) 誤謬が発生した表示対象となる過年度についての比較対象金額を修正再表示する
 - (b) 誤謬が表示対象となる最も古い期間以前に発生している場合には、当該表示対象となる最も古い期間の資産、負債及び資本の期首残高を修正再表示する（IAS第8号 第42項）
- ❖ 「修正再表示」及び「過年度の誤謬」については36頁参照

81	過年度の誤謬は、誤謬の期間固有の影響又は累積的な影響を判断することが実務上不可能である範囲を除き、遡及的修正再表示により修正しなければならない。
----	--

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 過年度の誤謬は、誤謬の期間固有の影響又は累積的影響を判断することが実務上不可能である範囲を除き、遡及的修正再表示により修正しなければならない（IAS第8号 第43項）
- ❖ 「過年度の誤謬」、「実務上不可能」及び「遡及的修正再表示」については36頁参照

82 当期の期首時点で、過去のすべての期間に係る誤謬の累積的影響額を算定することが**実務上不可能**である場合には、企業は、実務上可能な最も古い日付から将来に向かって誤謬を訂正するために比較情報を**修正再表示**しなければならない。

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 当期の期首時点で、過去のすべての期間に係る誤謬の累積的影響額を算定することが**実務上不可能**である場合には、企業は、実務上可能な最も古い日付から将来に向かって誤謬を訂正するために比較情報を修正再表示しなければならない（IAS第8号 第45項）
- ❖ 「実務上不可能」、「修正再表示」については36頁参照

83	過去の期間について表示する情報（サステナビリティ関連財務情報の過去の要約を含む）は、実務上可能な範囲まで遡及して 修正再表示 する。
----	---

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 年度の誤謬の訂正は、誤謬が発見された期間の純損益から除外される。過去の期間について表示する情報（財務データの推移の要約を含む）は、実務上可能な範囲まで遡及して修正再表示する（IAS第8号 第46項）
- ❖ 「修正再表示」については36頁参照

84	過去のすべての期間について誤謬の金額を算定することが 実務上不可能 である場合には、企業は第82項に従って、実務上可能な最も古い日付から将来に向かって比較情報を再表示する。
----	---

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 過去のすべての期間について誤謬の金額を算定することが実務上不可能である場合（例えば、会計方針の適用誤り）には、企業は第45項に従って、実務上可能な最も古い日付から将来に向かって比較情報を再表示する。したがって、企業はその日付以前に発生した資産、負債及び資本の累積的再表示部分については無視する。第50項から第53項に1期又は複数の期間について誤謬を訂正することが実務上不可能である場合の指針が提供されている（IAS第8号 第47項）
- ❖ 「実務上不可能」については36頁参照

85 誤謬の訂正は、**見積りの変更**とは区別される。見積りはその性質上、追加的情報が明らかになるに従って修正が必要となる概算である。

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 誤謬の訂正は、会計上の見積りの変更とは区別される。会計上の見積りはその性質上、追加的情報が明らかになるに従って修正が必要となる概算である。例えば、偶発事象の結果認識される利得又は損失は、誤謬の訂正ではない（IAS第8号 第48項）
- ❖ 「会計上の見積りの変更（a change in accounting estimate）」とは、資産又は負債の現状、及び資産又は負債に関連して予測される将来の便益及び義務の評価により生じる、資産若しくは負債の帳簿価額又は資産の定期的な費消額の調整をいう。会計上の見積りの変更は、新しい情報又は新しい展開から生じるものであり、したがって誤謬の訂正ではない（IAS第8号 第5項）

誤謬（第78項～第87項）

86	第80項を適用するにあたり、企業は次の事項を開示しなければならない。
(a)	過年度の誤謬の内容
(b)	開示する過去の各期間について、実務上可能な範囲で修正した額
(c)	遡及的修正再表示が特定の過去の期間について実務上不可能である場合には、その状態が存在するに至った状況及び誤謬がどのように訂正され、そしていつから訂正されているかの説明

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 第42項を適用するにあたり、企業は次の事項を開示しなければならない。
 - (a) 過年度の誤謬の内容
 - (b) 表示する過去の各期間について、実務上可能な範囲で、次の事項に関する修正額
 - (i) 影響される財務諸表の各科目
 - (ii) IAS 第33号が企業に適用される場合には、1株当たりの基本的及び希薄化後利益
 - (c) 表示対象となる最も古い期間の期首における修正額
 - (d) 遡及的修正再表示が特定の過去の期間について実務上不可能である場合には、その状態が存在するに至った状況及び誤謬がどのように訂正され、そしていつから訂正されているかの説明
- その後の期間の財務諸表でこれらの開示を繰り返す必要はない（IAS第8号 第49項）
- ❖ 「過年度の誤謬」「遡及的修正再表示」及び「実務上不可能」については36頁参照

87	過年度について金額の修正を行う場合、過年度における経営者の意図が何であったのかの仮定又は過年度に開示される金額の見積りを行う際に、事後的判断を用いるべきではない。例えば、企業が水の消費量に関する過去の期間の誤謬を訂正する際には、一般目的財務報告の発行が承認された後に入手可能となった、翌期の特定の法域における従量制ではない消費量に関する情報については無視する。
----	--

関連するIFRS会計基準等

❖ 過年度について新しい会計方針の適用又は金額の修正を行う場合、過年度における経営者の意図が何であったのかの仮定又は過年度に認識、測定又は開示される金額の見積りを行う際に、事後的判断を用いるべきではない。例えば、企業がIAS 第19号「従業員給付」に従って従業員の累積の病欠休暇に係る債務を算定し過年度の誤謬を訂正する際には、当該過年度に係る財務諸表の発行が承認された後に入手可能となった翌期中のインフルエンザの異例の大流行に関する情報については無視する。過去の期間について表示する比較情報を訂正する際に重大な見積りが必要となることが多いという事実は、比較情報の信頼性のある修正や訂正を妨げるものではない（IAS第8号 第53項）

- | | |
|----|--|
| 88 | サステナビリティ関連財務開示が、IFRSサステナビリティ開示基準のすべての目的適合性がある要求事項に準拠する企業は、その準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めなければならない。サステナビリティ関連財務開示が、IFRSサステナビリティ開示基準のすべての目的適合性がある要求事項に準拠していない限り、企業はサステナビリティ関連財務開示がIFRSサステナビリティ開示基準に準拠していると記載してはならない。 |
|----|--|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 財務諸表がIFRSに準拠する企業は、その準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を注記において行わなければならない。財務諸表がIFRSのすべての要求事項に準拠していない限り、企業は当該財務諸表がIFRSに準拠していると記載してはならない（IAS第1号 第16項）

事務局による予備的な分析

- ❖ 準拠表明はすべての要求事項に準拠している必要があると考えられるが、「現地の法律又は規制によって開示することが禁止されている場合には、開示する必要はない」とする要求事項（52頁参照）を含むIFRSサステナビリティ開示基準に準拠していることを表明しても比較可能性が十分に担保されない可能性があるのではないか

- | | |
|----|--|
| 89 | [IFRS SX]は[月、年]に発行された。企業は、20XX年1月1日以降に開始する年次報告期間に[IFRS SX]を適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が[IFRS SX]を早期に適用する場合には、その事実を開示しなければならない。 |
|----|--|

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 企業は、本基準書を2005年1月1日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は奨励される。企業が2005年1月1日前に開始する会計期間に本基準書を適用する場合には、その旨を開示しなければならない（IAS第8号 第54項ほか）

発効日（第89項～第90項）

90	企業は、最初の適用日より前の期間について、第23項から第47項で規定されている開示を行うことが実務上不可能である場合には、その開示を行うことを要求されない。
----	--

関連するIFRS会計基準等

❖ 「実務上不可能」については36頁参照

参考資料（マテリアリティ）

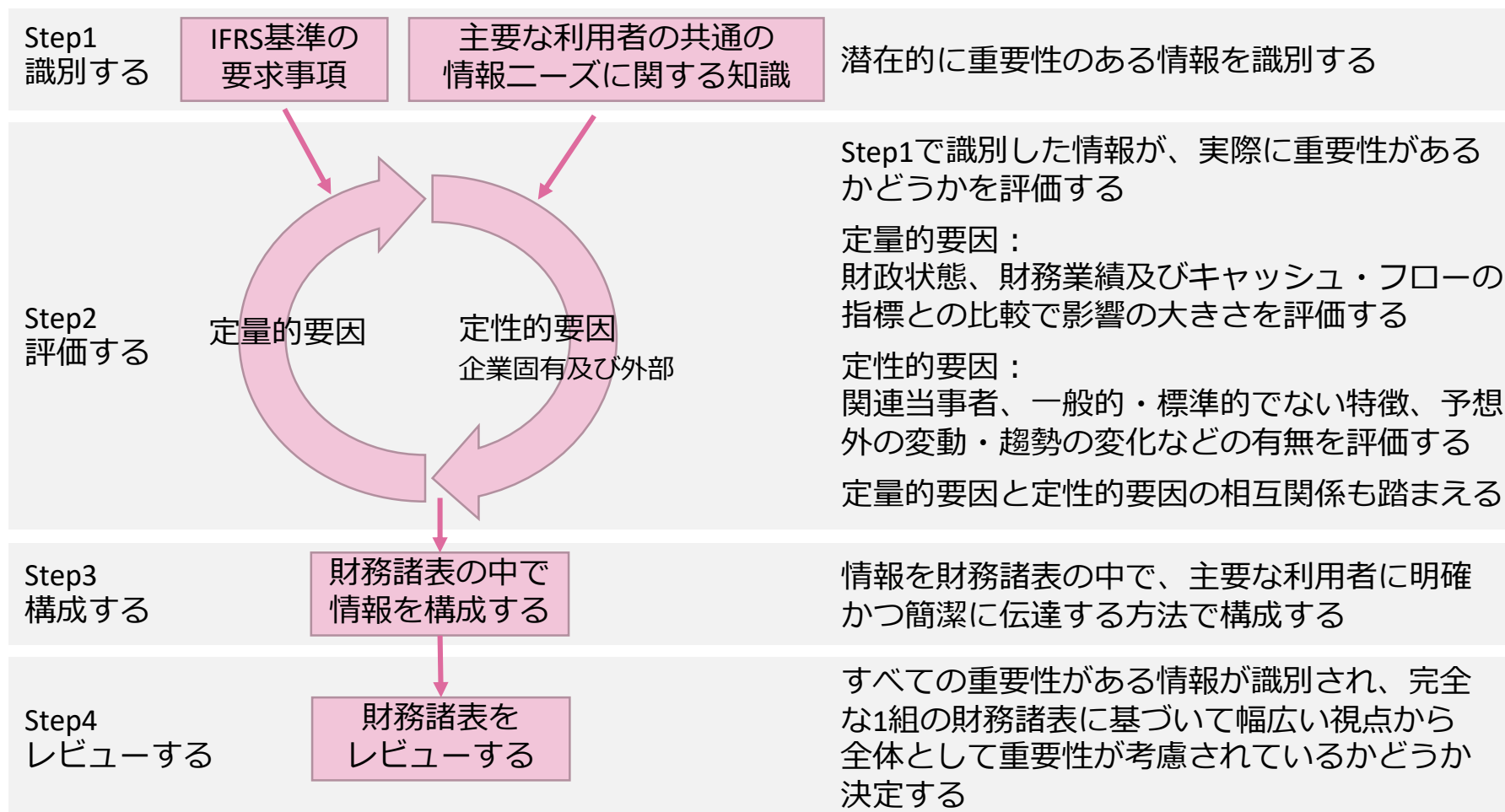
付録C「マテリアリティの実施に関するガイダンス」より

- ❖ サステナビリティ関連財務開示の目的は、報告企業がさらされているサステナビリティに関連する重要な（significant）リスク及び機会に関して、**主要な利用者が企業への資源提供に関する意思決定を行う際に有用な情報を提供することである**
- ❖ しかし、一般目的財務報告*は、**主要な利用者が必要とするすべての情報を提供するものではなく、かつ、提供することはできないため、主要な利用者に共通の情報ニーズを識別する（次頁参照）**
- ❖ 企業の開示と、マテリアリティの評価の相互関係
 - ▶ 重要性の判断は企業ごとに異なり、仮に基準に開示を要求すると規定されている場合でも、すべての開示はマテリアリティの判断が必要とされる。マテリアリティの判断には、定性的及び定量的な考慮の両方が含まれる。
 - ▶ IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」における定性的な考慮事項では、「（企業の取引その他の事象又は状況、あるいはそれらの置かれている）文脈の特性のうち、存在するならば、情報が企業の財務諸表の主要な利用者の意思決定に影響を与える可能性が高まるもの」が含まれるとしている。**その結果、IFRSサステナビリティ開示基準の文脈では、その性質上、いくつかの文脈の情報がほとんどの状況でマテリアルであると評価される可能性がある、としている。**

*現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が、企業への資源提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業に関する財務情報を提供する。これは、企業の一般目的財務諸表とサステナビリティ関連財務開示を包含するが、これに限定されるものではない。（付録A「用語の定義」を当委員会において仮訳）

IFRSにおける重要性の判断プロセス

❖ IFRS実務記述書（PS）第2号「重要性の判断の行使」で示された重要性の判断プロセス*



*PS第2号「図-4ステップの重要性プロセス」より当委員会にて作成

経営者による説明（Management Commentary; MC）」とは

- ❖ 「経営者による検討及び分析（MD&A）」等とも呼ばれる、企業の財務諸表を補完する報告書
- ❖ 企業の財務業績及び財政状態に影響を与えた諸要因、並びに企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての、経営者の洞察を提供
- ❖ IFRS実務記述書（PS）第1号は、企業がMCを作成するための包括的なフレームワークを提供する記述書であり、IFRS基準ではない

IASB公開草案（ED）PS第1号「経営者による説明」における マテリアリティの定義

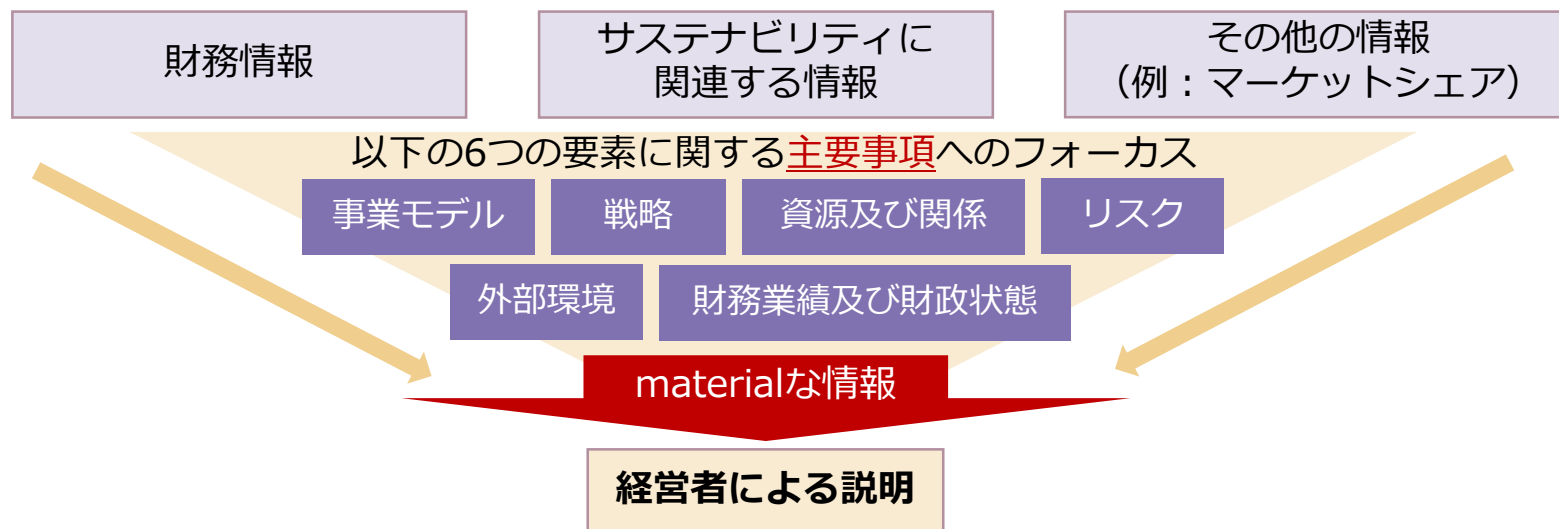
公開草案「経営者による説明」第3.2項

経営者による説明の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、投資者及び債権者が経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。

- ❖ 概念フレームワーク等（4頁参照）のマテリアリティの定義の構造を踏まえている
- ❖ この定義だけでは、企業価値に影響を与える可能性のある、企業にとっての「重要課題」という意味で使われているようには読めない

MCのマテリアリティ②

- ❖ 一方、MCのEDでは、マテリアリティに関する新たな概念として「主要事項 (key matters)」を提案している
- ❖ 主要事項とは、利用者が必要とする情報をMCで開示されるようにするため、企業が価値を創出し、キャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に不可欠な事項をいうと提案されている（本ED第4.7項）
- ❖ MCの作成者に、「主要事項」に焦点を当てることを要求したうえで、materialな情報の多くは主要事項に関するものである可能性が高いとしており（本ED第4.8項）、「主要事項」が企業にとっての「重要課題」という意味で使われているように読める



- ❖ 欧州委員会（EC）の非財務報告指令（NFRD）では、企業は、環境等に関する情報を、企業の発展、（財務）業績、（財政）状態、活動の影響を理解するために必要な範囲内で開示することが求められている
- ❖ NFRDのガイドラインでは「ダブル・マテリアリティ」の概念を導入し、「活動の影響」について、非財務情報のマテリアリティを評価する際に、財務上のマテリアリティのみ（**シングル・マテリアリティ**）ならず、環境及び社会のマテリアリティを含む、**2つのマテリアリティを考慮する**としている（**ダブル・マテリアリティ**）
- ❖ ここでのマテリアリティは「何を省略できるのか」ではなく**企業価値に影響を与える「重要課題」**という意味で使われているようにみえる

財務上のマテリアリティ

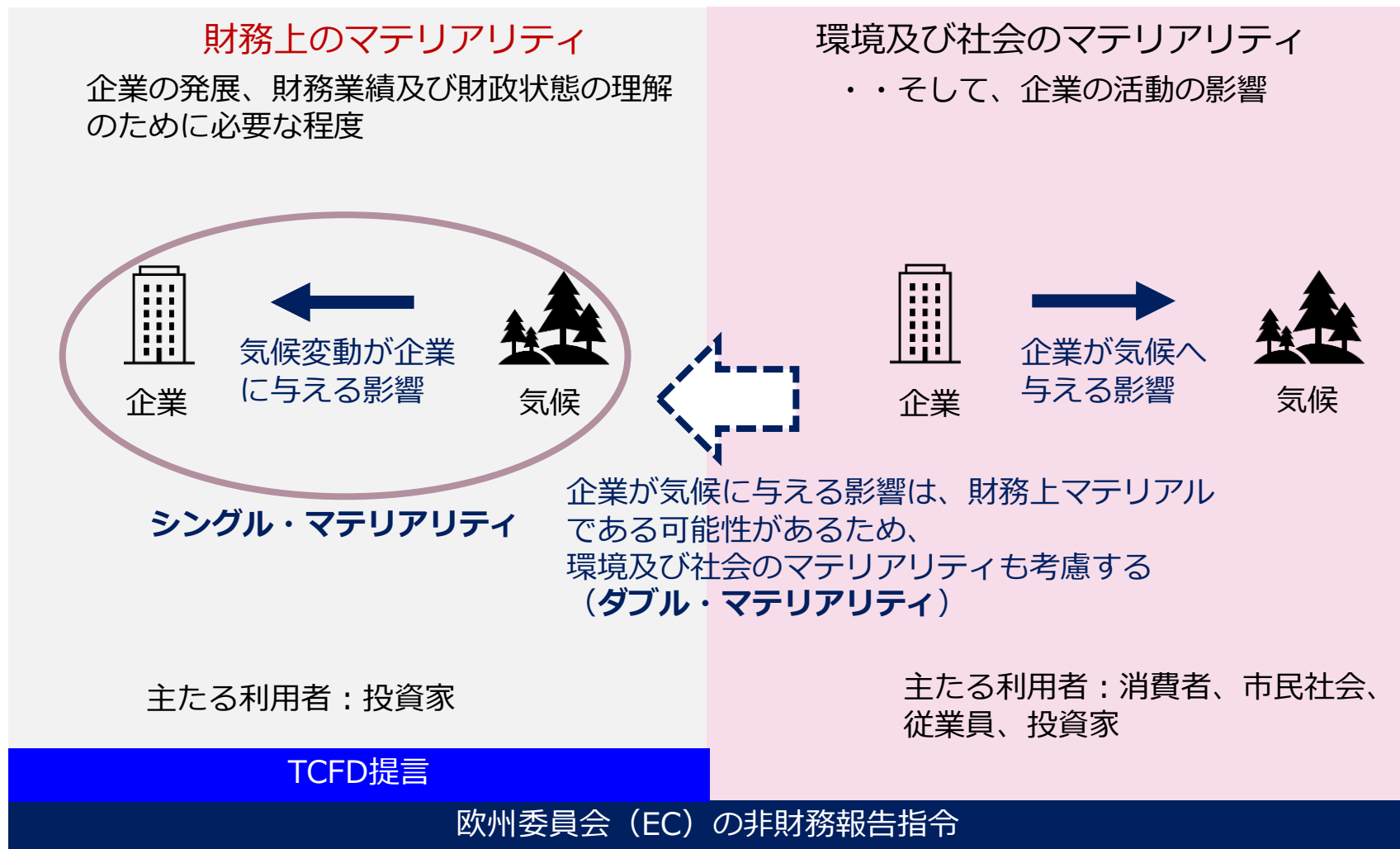
- ❖ 企業の「発展、（財務）業績及び（財政）状態」への言及は、**企業価値に影響を与えるという広い意味での財務上のマテリアリティ**を示している。気候関連情報は、企業の発展、（財務）業績及び（財政）状態を理解するために必要であれば報告されるべきである
- ❖ この視点は、通常、投資家が最も関心をもつものである

環境及び社会のマテリアリティ

- ❖ 「（企業の）活動の影響」への言及は、環境及び社会的なマテリアリティを示す
- ❖ 気候関連情報は、企業の外部への影響を理解するために必要であれば、報告されるべき
- ❖ この視点は、通常、市民、消費者、従業員、ビジネスパートナー、地域社会、市民社会組織にとって最も関心のあるものである。しかし、投資ポートフォリオの気候変動への影響をより良く理解及び測定するために、投資先企業の気候変動への影響について知る必要がある投資家も増えている

ECのダブル・マテリアリティ②

気候関連情報の報告の文脈での、非財務報告指令（NFRD）におけるダブル・マテリアリティの考え方



出展：Guidelines on reporting climate-related informationより、当委員会において仮訳、一部加筆

①サステナビリティ報告

人、環境及び経済に対する重要な（significant）有利又は不利な影響（impacts）を反映した、すべてのサステナビリティ事項に関する報告。異なる目的を有し、持続可能な発展に対する企業の有利及び不利な影響を理解したい、さまざまな利用者向け（マルチステークホルダー）

②サステナビリティ関連財務開示

企業価値を創出又は棄損するサステナビリティ事項に関する報告
企業価値を理解することに特定の関心がある利用者向け

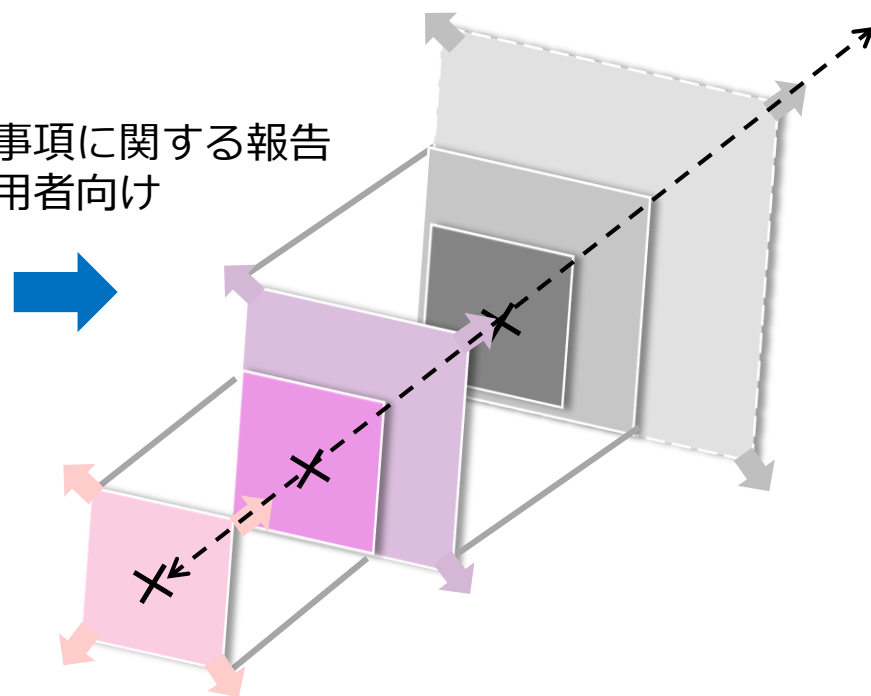
③財務会計及び開示

財務諸表において認識され、既に金額表示されているものの報告

×

← フィルター

← フィルター



ダイナミック・マテリアリティ

時間の経過とともに、サステナビリティに関する事項が、財務的にMaterialになる可能性があるプロセスを示すもの

(出典) Reporting on enterprise value: Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard

(2020年12月公表)

